

至誠塾特別研修

研 修 内 容

2019年度の改正点を i.D.E.社労士塾代表取締役の井出和幸講師によりわかりやすく解説。実務的視点よりの分析を(株)服部年金企画代表取締役社長伊東勝己が行います。

講 師 紹 介



井出 和幸

i.D.E 社労士塾代表。社会保険労務士の資格取得後、城北労働福祉協議会、株式会社日本ライセンスセンターを経て、平成10年8月 i.D.E 社労士塾を開塾



伊東 勝己

(株)服部年金企画代表取締役社長。「服部年金企画研修」「社労士会研修」全国展開。

著書：近刊「年金実務家のための民法改正早わかり」(株)服部年金企画)

日 程 2019年6月18日(火) 13:00~17:00

場 所 中野サンプラザ 7階

〒164-8512 東京都中野区中野 4-1-1 電話：03-3388-1151

定 員 50名

参加費 10,000円(税込)

5月中旬以降に申込結果通知、振込先および注意事項等を送付いたしますので到着後お振込下さい。

至誠塾特別研修参加申込

フリガナ

氏 名 _____

〒

住 所 _____

TEL: _____ FAX: _____

金融機関の方は以下もご記入お願いします。

金融機関名 _____

請求書の宛名 _____

領収書の発行 有 ・ 無

FAX (03-5348-6550) またはインターネット (<http://www.hattori-nenkin.co.jp>) でお申し込み下さい。

研修内容

井出和幸講師

1. 労働基準法

- (1) フレックスタイム制の改正
- (2) 時間外労働・休日労働の上限規制の改正
- (3) 高度プロフェッショナル制度の創設
- (4) 年次有給休暇の時季指定義務の創設
- (5) 労働条件の明示方法の改正 等

2. 労働安全衛生法

- (1) 産業医・産業保健機構の強化に係る改正
- (2) 長時間労働に係る面接指導の時間外労働時間数の改正
- (3) 新技術・新商品等の研究開発に従事する労働者に対する面接指導
- (4) 高度プロフェッショナル制度の対象労働者に対する面接指導
- (5) ストレスチェックの実施者の改正
- (6) 受動喫煙防止措置の改正 等

3. 労災保険法

- (1) 介護補償給付・介護給付の支給額の引き上げ

4. 雇用保険法

- (1) 特定受給資格者の範囲の見直し
- (2) 専門実践教育訓練の見直し
- (3) 教育訓練支援給付金の対象者の見直し
- (4) 自動変更対象額関係の改正
- (5) 助成金の見直し（雇用関係助成金の不正受給対策の強化） 等

5. 労働保険徴収法

- (1) 有期事業の一括関係（一括有期事業開始届・地域制限の廃止）
- (2) 雇用保険率の見直し
- (3) 延滞金利率（特例基準割合）

6. 健康保険法

- (1) 高額療養費算定基準額の改正
- (2) 介護合算算定基準額の改正
- (3) 通達の見直し（随時改定，賞与に係る報酬の取扱い，被扶養者の

認

定関係)

7. 国民年金法

- (1) 平成31年度の年金額（算出率）
- (2) 産前産後保険料免除制度の創設

- (3) 保険料額・保険料改定率の改定等
- (4) 国民年金基金，給付と損害賠償との調整
- 8. 厚生年金保険法
 - (1) 平成 31 年度の年金額（算出率）
 - (2) 支給停止調整額・支給停止調整変更額の改定
 - (3) 70 歳以上被用者該当届・70 歳到達時の資格喪失届の省略 等
- 9. 国民健康保険法
 - (1) 保険料基礎賦課額の上限の引き上げ 等
- 10. 介護保険法
 - (1) 現役並み所得者に係る利用者負担割合の見直し等
 - (2) 高額医療合算介護サービス費の支給の申請の見直し 等
- 11. 確定給付企業年金法
 - (1) 脱退一時金相当額の移管対象者の拡大
 - (2) 企業年金制度間のポータビリティ 等
- 12. 確定拠出年金法
 - (1) 簡易企業型年金制度の創設
 - (2) 中小事業主掛金納付制度の創設 等
- 13. 労働施策総合推進法の創設
- 14. 労働時間等設定改善法の改正
- 15. 職業能力開発促進法の改正
- 16. 最低賃金法の改正

伊東勝己講師

・国民年金法、厚生年金法の年金法以外に年金実務に関係する法は、労災保険法、雇用保険法、健康保険法、国民健康保険法、介護保険法が想起されます。これに基づき年金相談との関係を確認します。労働保険徴収法は、この制度の根源に何が前提としてあるか理論として抑えることが重要です。井出講師の改正法解説の後に短時間（30 分）に集中して解説致します。